

## 本庄市告示第209号

物品等の一般競争入札（事後審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び本庄市契約規則（平成18年本庄市規則第49号）第5条の規定に基づき公告する。

令和7年5月7日

本庄市長 吉 田 信 解

### 記

#### 1 入札に付する事項

- (1) 件 名 本庄市空家等実態調査業務委託
- (2) 履行場所 本庄市本庄3-5-3 本庄市役所都市計画課
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月18日まで
- (4) 設計金額 公表しない。

#### 2 入札手続等の方法

本案件は、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、電子入札システムが稼働している時間に行うこと。

なお、資料の提出については別途指示に従い提出すること。

#### 3 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加希望者は、電子入札システムにおいて競争参加資格確認申請書を電子入札の方法により次の期間内に提出すること。

提出期間：令和7年5月7日（水）午前9時から  
令和7年5月16日（金）午後5時まで

#### 4 入札参加資格の有無の確認

開札執行後、落札候補者について入札参加資格の有無を確認する。

#### 5 入札執行の日時等

- (1) 入札書提出期間  
令和7年5月19日（月）午前9時から  
令和7年5月21日（水）午後5時まで
- (2) 開札日時  
令和7年5月22日（木）午前9時20分

#### 6 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な申込み

をした者を落札候補者とする。

- (2) 落札候補者となるべき同額の入札をした者が2人以上いる場合は、落札候補者の決定を保留した上で、電子くじにより落札候補者及びその次の順位の者を決定するものとする。ただし、同額の入札を行った入札参加者が3人以上の場合は、電子くじにより落札候補者を決定し、当該落札候補者の入札参加資格の審査結果が資格を満たしていない場合に限り、次の落札候補者を決定するため、後日指定する日時・場所においてくじを引くこととする。
- (3) 当該落札候補者について入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定する。
- (4) 落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、その者を失格とし、次に低い価格をもって申込みをした者を落札候補者として審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

## 7 入札に参加する者に必要な資格

次の要件を全て満たす者に限り参加することができる。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この入札の公告日から入札日までの期間に、本庄市物品等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成21年本庄市告示第43号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) この入札の公告日から入札日までの期間に、本庄市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年本庄市告示第23号）に基づく指名除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 本庄市暴力団排除条例（平成24年本庄市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者となる者でないこと。
- (5) この入札の公告日から入札日までの期間に、この入札に参加する他の入札参加者との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (8) 本庄市物品等競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年本庄市告示第289号）に規定する令和7・8年度本庄市物品等競争入札参加資格者名簿に大分類「その他の業務」、小分類「集計・調査、企画研

究、計画策定業務」で登載されている者であること。

(9) 埼玉県内に事業所を有する者であること。

## 8 発注図書

仕様書及び図面（以下「発注図書」という。）は、電子入札システムからダウンロードすること。

## 9 現場説明会

開催しない。

## 10 発注図書等に関する質問

発注図書等に関して質問がある場合には、次のとおり、質問書を電子入札システムにより提出すること。

また、入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。

### (1) 質問期限

令和7年5月14日（水）午後4時まで

### (2) 質問に対する回答

質問に対する回答は令和7年5月16日（金）午後5時までに電子入札システムに掲載する。

## 11 最低制限価格

設定しない。

## 12 入札に関する注意事項

### (1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書記載の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を契約金額として落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、入札書には契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

### (2) 提出書類

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

### (3) 入札回数

入札回数は、再度入札を含め、2回までとする。

### (4) 入札の執行について

ア 初度の入札に参加しなかった者、無効な入札を行った者は、再度入札に参加できない。

イ この公告に定めるもののほか、本件に係る入札手続については、本庄市の契約に係る諸例規の定めるところによる。

(5) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

1.3 入札保証金

免除する。

1.4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (3) 不備な入札金額積算内訳書を提出した者がした入札
- (4) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (5) その他市があらかじめ指示した事項に違反した入札

1.5 開札後に関する事項

本入札は事後審査型のため、開札後、入札を保留とする。落札候補者通知を受けた者は、「一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料」に確認書類等指定された書類を添えて、落札候補者となった旨の通知を受けた日から2日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）以内に、持参により提出すること。

1.6 契約保証金

本庄市契約規則第36条から第38条までによる。

1.7 契約条項等の閲覧

本庄市契約規則、本庄市契約約款等については、本庄市ホームページ及び本庄市企画財政部財政課において閲覧することができる。

1.8 契約の時期

本庄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年本庄市条例第63号）第2条に定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、入札後、仮契約を締結し、議会の議決後にこれを本契約とする。

なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。この場合において、仮契約の相手方に損害が生じても、本庄市は一切の責任を負わない。

1.9 その他

- (1) 提出された競争参加資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、この公告、発注図書、現場等についての不明を理由として、異議を申し出ることとはできない。

## 20 問合せ

- (1) 問合せ先  
本庄市企画財政部財政課契約検査係
- (2) 電話番号  
0495-25-1165 (直通)  
0495-22-0602 (ファクシミリ)